	環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者			
	住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	運搬の経路		
	環境上適正な運搬のために実施された取組等		
処分作業の委託を受けた者			
	住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
	処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）		
	環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

備考

1　別紙２については水銀含有再生資源の種類ごとに作成すること。

2　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

3　①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を○で囲むこと。

4　譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。

5　⑤処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書ⅣＢに掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。

6　⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物となった量を記載すること。

7　管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。

8　年度末に管理していた量（⑧）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること：⑧＝①＋⑨－⑩－⑥

9　環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○国厚外内
国土生交労務閣
交通働省省省府、
省省林境水務務、
環農財総
林産省省省、
境水務務
省省、
防経文法
済部
衛産科務
省省学省、
令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十六条第一項の規定を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣臨時代理　石井　啓一
防衛大臣臨時代理　中谷　元

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

第一　主務大臣がその職員に携帯させる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

別記様式

（表面）

第　　号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第26条第２項の規定による立入検査等をする職員の身分証明書

←３センチメートル→

↑４センチメートル↓

写真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者名　　印